

第5次かがわ食育アクションプラン(素案)

香川県

1 食育アクションプランとは

(1) 計画策定の趣旨

人生100年時代を迎え、少子高齢社会の進行により、健康寿命の延伸が重要な課題となる中、世帯構造の変化や食に関する価値観や暮らしの在り方の多様化など、食生活を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした状況の中で、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れや野菜の摂取不足等に起因する生活習慣病の増加や孤食など様々な問題があり、心身の健康への影響が大きく懸念されています。

また、産業構造の変化や人口の都市部への集中、食の外部化の進展等により、本県においても食料の生産や加工等の場面に触れる機会等が減少し、生産者と消費者の距離が拡大した結果、食の大切さに対する意識が薄れる一方、食品の安全性に関わる事案の発生等により県民の食の安全・安心に対する関心が高まっています。

このため、子どもから高齢者までの県民一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるとともに、本県の地場産物や食文化についても理解を深め、健全な食生活を実践できるよう、食育の推進が重要となっています。

本県では、令和3年10月に策定した「第4次かがわ食育アクションプラン」に沿って、市町や関係団体等と連携して、食の重要性や望ましい食習慣についての普及啓発、学校等における食に関する指導の充実、伝統的なかがわの食文化の継承・発展などの取組みにより食育を推進してきました。

しかしながら、糖尿病等の生活習慣病有病者の増加や若い世代の朝食の欠食、食塩摂取量の過多、野菜の摂取不足、女性のやせなど、依然として対応すべき課題が残されています。さらに、環境と調和のとれた食料生産と消費などの課題への対応や、食に関わる意識や行動の変化への対応も求められています。こうしたことから、引き続き市町や関係団体と連携し、総合的、計画的に食育を推進していくため、国の食育推進基本計画を踏まえ「第5次かがわ食育アクションプラン(香川県食育推進計画)」を策定するものです。

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。(食育基本法)

(2) 計画の位置づけ

- この計画は、食育基本法第17条第1項の規定に基づく「都道府県食育推進計画」です。
- また、本県の「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画に基づく食育の具体的な推進計画であり、「香川県食の安全・安心基本指針」、「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県こども計画」、「香川県循環型社会推進計画」、「香川県農業・農村基本計画」及び「香川県教育基本計画」などとの整合性を持った計画とします。
- この計画は、食育の施策を総合的、計画的に進めるための基本指針であるとともに、県民をはじめ、家庭、地域、学校・保育所等、関係団体、生産者・企業等が一体となって、県民運動として食育に取り組むための行動指針として位置づけられるものです。

(3)計画の期間

この計画の期間は、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5年間とします。

(4)本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール

本計画は、「2 飢餓をゼロに」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「12 つくる責任つかう責任」及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の理念と方向性が同じです。



食育ピクトグラム

農林水産省では、食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラムを作成しました。多くの人に、使用していただくことを目的としており、食育の取組について情報発信する際に自由にお使いいただけます。



※利用規約等は以下からご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>

2 かがわの目指す食育

(1) 現状と課題

① 現状

● 家庭 朝食の欠食

- 朝食を毎日食べている児童生徒の割合が約8割と低く、ほとんど食べない児童生徒は、令和6年度で小学6年生が6.6%、中学3年生が8.8%みられます。
- 20歳代の朝食をほとんど食べない人の割合が15%以上と高い状況です。

● 子ども 子どもの生活習慣病、食に関する指導機会の伸び悩み

- 小学校4年生を対象に行った小児生活習慣病予防健診の結果では、「肥満傾向」「脂質異常」「糖尿病リスクの指標であるHbA1c 5.6%以上」がそれぞれ1割程度みられます。
- 栄養教諭・学校栄養職員による教科や学級活動における食に関する指導を行っている学校の割合が伸び悩んでいる状況です。

● 健康・食生活

栄養バランスの偏り、食塩摂取量の過多、野菜の摂取不足、女性のやせ、男性の肥満

- 主食・主菜・副菜をそろえて食べるようとする人の割合が低く、ある栄養素のとり過ぎ、または、一部の栄養素の不足など栄養バランスに偏りがみられます。
- 県民の食塩摂取量は、令和4年度で男性が14.8g、女性が11.4gと増加傾向にあります。
- 県民の野菜摂取量は、令和4年度で男性が251.6g、女性が238.3gと減少傾向にあり、成人1人1日当たりに必要とされている350gより約100g程度少ない状況です。
- 女性は男性に比べると全体的にやせ(BMI18.5未満)の者の割合が高く、特に20歳代の割合が20%以上と高い状況です。
- 男性は女性に比べると全体的に肥満(BMI25以上)の者の割合が高く、特に30歳代～60歳代で30%以上と高い状況です。
- メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当者及び予備群の合計の割合が増加傾向にあります。

● 食品ロス 食品ロスの発生、かがわ食品ロス削減協力店数の増加

- 県民1人1日当たりの食品ロス発生量(75.4g:令和5年度)は、全国平均(102g:令和5年度)を下回っているものの、県全体で年間25,476トンもの食品ロスが発生しているものと推計されます。
- 食品ロスの削減に取り組む店として県が登録しているかがわ食品ロス削減協力店数が増加しています。

● 地産地消・地場産物の活用

食と農水産への理解の希薄化、かがわ地産地消協力店数の増加

- 地域と連携した体験活動を行う小学校の割合は、コロナ禍で減少した時期もありましたが、

回復してきています。

- 学校給食における地場産物を活用する割合は、ほぼ横ばいです。
- 県産農林水産物を積極的に取扱う小売店や飲食店などを県が登録しているかがわ地産地消協力店数が増加しています。

② 課題

● 家族ぐるみでの望ましい生活習慣の定着

- 子どもが朝食を毎日食べるためには、早寝早起きなどの生活習慣を身に付けることが重要ですが、子どもだけでなく、その家族が一緒になり、望ましい生活習慣が定着するよう働きかける必要があります。
- 家庭や地域で共食が推進できるよう、家庭、学校・保育所等、職場、地域の連携・協働を図る必要があります。

● 児童生徒の発達段階に応じた食に関する指導の充実

- 食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心として教職員が連携・協働し食育を推進していく必要があります。
- 小中学生、高校生等それぞれに対しあらゆる機会を通して、望ましい食習慣について学ぶ機会を提供する必要があります。

● 若い世代や働き盛り世代の行動変容に向けた機運の醸成等

- 若い世代や働き盛り世代が食に関する理解や関心を深めることができるように、ライフスタイルに応じ、栄養バランスに配慮した食生活の実践等について効果的に情報提供することが必要です。
- 一日のうち多くの時間を過ごす職場等で健全な食生活が実践できるように環境を整えることが必要です。

- 食育推進体制の更なる充実や学校、企業等の様々な主体を巻き込んだ産学官連携による新たな体制の構築を図ることが必要です。

● 環境を意識した食の理解の浸透

- 県民や事業者が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、その削減に向けた行動を実践することが必要です。
- 食品ロスの削減に向けた理解と行動の変革が広がるよう事業者、消費者、県、市町、関係団体等の多様な主体が連携・協働することが必要です。

● 地産地消・体験活動の実践

- 食卓と農業の生産現場の距離を縮めるため、幅広い世代で食べ物が食卓にのぼるまでの過程への理解や食に対する感謝の念を自然に深められるようにすることが重要です。そのため、家庭、地域、学校・保育所等が連携し、子どもから大人まで全世代を対象とした体験活動等の取組みを促進する必要があります。

- 産直施設や農林漁業者、食品関連事業者等による食に関する情報提供に努め、地産地消や体験活動、生産者と消費者との交流等を通じた食の理解の促進に取り組むことが必要です。
- 関係団体等と連携した地域全体の食育推進体制の強化
 - すべての県民が健全な食生活が実践できるよう、家庭、地域、学校・保育所等、関係団体、生産者、企業等などの幅広い関係者が連携・協働しながら、それぞれの役割を果たすことにより、食育を推進する必要があります。
 - 県民が必要な情報を入手・活用でき、また、自ら主体的に食育が実践できるよう、健康増進アプリやSNSなどの様々な媒体を活用し食育を推進することが必要です。
- 新しい情報の収集及び正確な情報の発信
 - 国内外の社会経済情勢は常に変化しており、今後、食生活をめぐる状況も大きく変わることが十分考えられるため、食生活に関する新たな知見や研究結果を注視していく必要があります。
 - SNS等の普及により、食生活に関する様々な情報があふれている中においても、自分自身の身体状況等を知ったうえで適切に情報を選択し、望ましい食生活が実践できるよう、科学的根拠に基づいた正確な情報を発信する必要があります。

【数値目標の達成状況】

第4次かがわ食育アクションプランの指標項目実績一覧

項目		前計画策定期(令和2年度)	最終実績値	最終実績値の根拠	目標(令和7年度)	評価	
1	朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学校6年生	85.2%	82.0%	R6全国学力・学習状況調査(文部科学省)	87.5% D	
		中学校3年生	82.5%	78.8%		83.0% D	
2	朝食をほとんど食べない人の割合	20歳代	14.9%	15.2%	R6県政世論調査	12.5% D	
		30歳代	15.5%	10.7%		15% A	
3	健康や食生活をよりよくすることを普段から意識している人の割合	男性	82.8%	87.7%	R6県政世論調査	90% B	
		女性	90.8%	92.3%		95% C	
4	1日に1回以上、誰か(友人・知人等家族以外も含む)といっしょに食事をする人の割合	72.9% (参考値) 家族といっしょ	73.2%	R6県政世論調査	85% C		
5	幼稚園における食育教室の実施数(累計)(教育委員会他も含む)	317 (参考値) 教育委員会分	360	H18年度からの事業実施累計数(R7.3末現在)	395	B	
6	栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導※を行っている学校の割合	小学校	96.0%	96.0%	R6学校給食及び食育実態調査	100% D	
		中学校	79.1%	85.5%		100% C	
7	地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合	77.5%	90.7%	R6学校給食及び食育実態調査	100% B		
8	学校給食における地場産物を活用する割合(金額ベース)	54.3% (参考値) 抽出調査	49.8%	R6学校給食における地場産物の活用状況調査	維持向上	A	
9	肥満傾向児童生徒の出現率の平均(各校種の出現率5年間平均)	小学校	7.76%	9.54%	香川県学校保健統計調査(R2~R6年度)	D	
		中学校	9.27%	10.76%		D	
		高校	10.11%	10.53%		D	
10	高校における食育教室の実施数(累計)(教育委員会他も含む)	159 (参考値) 教育委員会分	269	H22年度からの事業実施累計数(R7.3末現在)	255	A	
11	食塩の摂取量(1日1人当たり)	男性	10.6g	14.8g	R4県民健康・栄養調査	8g	D
		女性	8.6g	11.4g			D
12	野菜の摂取量(1日1人当たり)	男性	285g	251.6g	R4県民健康・栄養調査	350g	D
		女性	261g	238.3g			D
13	主食、主菜、副菜をそろえて食べるようにする人の割合	男性	74.5%	74.1%	R6県政世論調査	90% D	
		女性	86.7%	83.8%		90% D	
14	うどんを食べるときに副食を添える人の割合	63.1%	73.9%	R6県政世論調査	75%	B	
15	三つ星ヘルシーランチ店登録数	64	59	R7.3.31現在登録店舗数	80	D	

	項目	前計画策定期 (令和2年度)	最終実績値	最終実績値の根拠	目標 (令和7年度)	評価
16	20歳代女性のやせの者の割合 (BMI 18.5未満の者)	16.1%	23.7%	R6県政世論調査を基に集計	15%	D
17	メタボリックシンドローム該当者 及び予備群の合計の割合(40~74歳)	男性	42.4%	43.0%	R4 特定健康診査・ 特定保健指導の実 施状況(厚生労働省)	28.7%
		女性	13.0%	13.5%		10.6%
18	家庭で食品ロスを出していないと思う人の割合	39.2%	45.5%	R6県政モニター アンケート	50%	B
19	かがわ食品ロス削減協力店数	127	433	R7.3.31現在登 録店舗数	300	A
20	かがわ地産地消協力店数	351	401	R7.3.31現在登 録店舗数	410	B

※各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動における食に関する指導

評価区分

A	目標値に達した
B	目標値に達していないが改善した(50%以上)
C	目標値に達していないが少し改善した(50%未満)
D	良くなっていない

(2) 基本目標

生涯にわたって心身ともに健やかな県民生活の実現

食育の推進に当たっては、かがわの食文化が本県の歴史、風土及び環境から育まれてきたことを踏まえ、食に対する親しみや感謝の念を持ち、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全で豊かな食生活を実践できる人間を育む食育を、県民運動として展開していくことが重要です。

このため、家庭や学校での食育、食品ロス削減や地産地消の取組み、体験活動の充実、我が国や香川県の伝統的な食生活の尊重や郷土の豊かな食文化の継承、食の安全・安心に関する情報提供などを進めるとともに、関係機関・団体が連携して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

こうしたことから、「生涯にわたって心身ともに健やかな県民生活の実現」を基本目標として設定し、県を挙げて食育の推進に取り組みます。

(3) 基本方針

この基本目標を実現するため、次の3つの基本方針を設定します。

生涯を通じた心身の健康を支える食育

すべての世代が望ましい食習慣を身に付け、健康に配慮した食生活が実践できるよう、家庭、地域、学校、関係団体等と連携し、ライフステージに応じて、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進します。

持続可能なかがわの食を支える食育

ボランティアや生産者、学校、関係団体等と連携し、食品ロス削減や地産地消の取組みと体験活動を通じて、環境と調和のとれた食と農水産への理解を促進するとともに、受け継がれてきた豊かな食文化を継承・発展させることで、持続可能なかがわの食を支える食育を推進します。

かがわの食を育む環境づくり

県民一人ひとりが「食」について自ら考え、判断できる知識を身に付け、生涯を通じて心身ともに健康で豊かな生活が実現できるよう、家庭、地域、学校、関係団体等と連携・協働して、県民運動の推進や人材育成など、効果的に食育活動が展開できる環境づくりを推進します。

また、食に関わる意識や行動の変化に対応した食育を推進します。

3 基本的な施策の推進

基本目標、基本方針に基づき、本県の特性を生かした食育を次のとおり総合的かつ計画的に推進します。

基本方針	施 策		施策の内容
(1) 生涯を通じた 心身の健康を 支える食育	①家庭における食育の推進		家族ぐるみでの生活習慣づくり 子育て家庭に対する食育支援 子どもの生活習慣病予防 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進 望ましい食習慣の普及啓発等
	②学校・保育所等 における食育の 推進		就学前 「食育の計画」等に基づく食育の推進等 家庭に向けた啓発活動と連携の促進 地域と連携した体験活動の充実 給食の充実・活用 個別指導の充実及び情報提供
	小・中学校 特別支援 学校	小・中学校 特別支援 学校	推進体制の強化・充実 食に関する指導の充実 家庭に向けた啓発活動と連携の促進 地域と連携した体験活動の充実 「生きた教材」としての学校給食の充実・活用 個別指導の充実
			高校 食に関する指導の充実 健康の保持増進と生活習慣病予防
			③ライフステージに応じた 食育の推進 栄養バランスに配慮した食生活の実践 若い世代の生活習慣づくり 働き盛り世代の生活習慣病予防 高齢者の低栄養対策 歯科保健活動における食育推進

基本方針	施 策	施策の内容
(2) 持続可能な かがわの食 を支える食 育	①環境と調和のとれた食と農水 産への理解の促進	体験や交流などを通じた食と農水産への理解の促進
		食品ロスの削減の推進
		食の理解の促進のための情報提供等
	②地産地消の取組みの推進	県産農水産物を利用しやすい仕組みづくり
		地産地消の実践に向けての啓発
	③かがわの食文化の継承	かがわの食文化の啓発・継承
		地場産物を活用した日本型食生活の推進
(3) かがわの食 を育む環境 づくり	①食育推進のための県民運動	県民運動の推進
		「かがわ食育月間・食育の日」の推進
	②食の安全・安心の推進	香川県食の安全・安心基本指針の推進
		食品等事業者への衛生管理の普及啓発
		食の安全等に関する情報提供等
		食品表示についての監視指導や活用方法の啓発等
		地域におけるネットワーク等を活用した食生活改善
	③関係団体等との連携・協働に よる食育の推進	メタボリックシンドロームを考慮した普及啓発
		飲食店等と連携した普及啓発や食育支援
		健康教育・栄養相談等による普及啓発
		食育ボランティアの活用
		食育推進のための人材育成
		情報収集・発信及び調査研究
		デジタル化に対応する食育の推進
		災害時に備えた食育の推進

(1)生涯を通じた心身の健康を支える食育

● 施策の方向

生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むために、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健康管理と健康に配慮した食生活を自然と行うことができるよう、家庭や地域、学校、関係団体等と連携して、子どもの発育・発達段階に応じた食育など、子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたるライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。

● 施策の内容

① 家庭における食育の推進

(家族ぐるみでの生活習慣づくり)

- 朝食をとることや早寝早起きの実践など、子どもの学習意欲や気力、体力の向上などを図るうえで望ましい生活習慣の定着に向けて家族ぐるみで取り組めるよう、家庭、地域、学校が連携し、子どもとその保護者の意識を高め、行動するための取組みを推進します。

(子育て家庭に対する食育支援)

- 保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「保育所等」という。）に入所していない子どものいる家庭など、食に関する相談や支援を受ける機会の少ない子育て家庭を対象に、関係団体等が連携・協働し、乳幼児期からの望ましい食習慣の形成に向けた取組みを促進します。

(子どもの生活習慣病予防)

- 健診等において、子どもの食生活や運動に関する実態及び地域課題を把握・分析するとともに、食生活と運動の両面から子どもの生活習慣病予防対策を促進します。

また、母子保健関係者に対して、低出生体重児における身体発育の経過観察や3歳児健診等での幼児肥満のスクリーニング及び栄養・運動指導等の必要性について啓発を進めます。

- 小学生及び中学生を対象に実施している小児生活習慣病予防健診の結果を踏まえ、子どもとその保護者に対して、家族ぐるみで食生活や運動等の生活習慣の改善について取り組めるよう普及啓発を進めます。

(妊娠婦や乳幼児に対する食育の推進)

- 市町が行う妊娠届出時の面談や両親学級等の機会を通じた妊娠婦への栄養指導や、乳幼児健診、離乳食教室、育児相談等の機会を通じた乳幼児への発育・発達段階に応じた授乳や離乳、食生活指導の実施を支援することにより、妊娠婦や乳幼児に対する食育を推進します。

(望ましい食習慣の普及啓発等)

- 様々な健診の機会を捉え、望ましい生活習慣や食習慣を啓発し、子どもの健やかな発育とともに、大人が自らの健康に対する意識を向上させるよう努めます。

- 地域のボランティアや支援団体等が、無料又は安価で子どもたちに食事を提供するいわゆる子ども食堂は、地域における子どもの居場所であるとともに、地域の方と共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」の場としても期待されています。こうした取組みが安定的に継続できるよう、市町や関係団体、企業等と連携し、地域における支援ネットワークの構築・強化を図ります。
- 子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、親子料理教室など学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を学校や関係団体と連携して推進します。また、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食や、高齢者の通いの場やボランティアによる食を通じた交流の場など地域やコミュニティなどの様々な場を活用した共食を推進するとともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育の推進を図ります。

② 学校・保育所等における食育の推進

<就学前>

(「食育の計画」等に基づく食育の推進等)

- 各保育所等において作成した「食育の計画」などに基づき、子どもの発育及び発達の過程に応じて、組織的、計画的に食育を実施・評価し改善が行われるよう指導・助言を行います。
- 食育の重要性や食育目標、具体的な取組みについて、職員や保護者等が共通理解を持ち、連携・協働して食育が推進されるよう、研修会等を通じて指導・助言を行います。

(家庭に向けた啓発活動と連携の促進)

- 栄養バランスに配慮した食事や家族そろって楽しく食事をとることの意義についての理解を深めるため、保育所等において給食試食会や給食参観、親子料理教室等の開催や給食だよりの発刊、デジタル化に対応した情報発信等を通じてより効果的な啓発を図ります。
- 保育所等の多様な人的・物的資源を生かし、家庭での子どもの食生活に関する相談に応じ、助言・支援が行われるよう努めます。
- 幼児期は健康な生活のリズムを身に付け、自立の基礎が培われていく大切な時期であることから、望ましい食習慣の定着を図るため、朝食を毎日食べることなど、家庭や地域を巻き込んだ「早寝早起き朝ごはん」の取組みを推進します。
- 幼児期から食に関する興味や関心を高めるために、地域の関係団体等と連携し、子どもやその保護者に対して、劇や講話などを通じて楽しく学ぶ食に関する教室等を開催します。

(地域と連携した体験活動の充実)

- 子どもが意欲をもって菜園活動や調理体験などの食に関わる体験を積み重ね、食べ物への興味関心を持ち、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちを育めるようにするとと

もに、地域の伝統的な食文化や郷土食にも関心を持つことができるよう、関係機関や地域の食に関するボランティア団体等との連携を促進します。

(給食の充実・活用)

- 納付を通じて子どもに食事の大切さや楽しさを伝えるため、子どもの健康及び安全を確保した円滑な給食運営と、子どもの発育・発達段階に応じた栄養バランスに配慮した食事の提供について、給食担当者をはじめとした保育所等の職員に対する啓発や指導に努めます。
- 子どもが友達や職員と和やかな雰囲気の中で、安心して食べることのできる環境を整えるとともに、節句などの伝統的な行事食や季節の行事食を取り入れるなど、みんなで食べるとおいしい、楽しいという体験、食文化に親しむことを積み重ねていけるような取組みを促進します。

(個別指導の充実及び情報提供)

- 食物アレルギーや肥満傾向など食に関する健康課題を有する子ども、食行動に問題を抱える子どもやその保護者に対し、市町や医療機関等と連携した個別指導の促進を図ります。
- 保育所等における食育の状況を把握し、他施設で実施されている食育活動について情報提供することで、食育のさらなる内容充実に努めます。

<小・中学校、特別支援学校>

(推進体制の強化・充実)

- 学校給食、特別活動、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などの学校教育活動全体を通じて、栄養教諭や学校栄養職員と全教職員が相互に連携・協働し、組織的・計画的に食育の推進が図られるよう支援します。
さらに、全教職員が各学校における食育の目標や具体的な取組みについて共通理解を持ちながら、食に関する指導の推進が図られるよう、研修会等の充実に努めます。

(食に関する指導の充実)

- 学校の「食に関する指導の目標」に基づき、各学年で育成する資質・能力を「各学年の目標」で明らかにし、目標達成するために「いつ・誰が・どのように」を明確にした「食に関する指導の全体計画」に沿って、組織的に食に関する指導が行われるよう支援します。
また、教職員が食の指導を行うためには、食に関する幅広い知識の修得が必要であることから、指導資料の配付や研修会の開催を促進します。
さらに、食に関する指導内容の充実を図るため、栄養士会や食の専門家の活用に努めます。

(家庭に向けた啓発活動と連携の促進)

- 家庭における食育が大切であることから、家庭の食に対する関心を高めるため、親子料理教室等の開催や給食だよりの発刊、デジタル化に対応した情報発信等を通じてより効果的な啓発活動等を推進します。
また、児童生徒の望ましい食習慣の定着を図るため、朝食を毎日食べることなど、家庭や地

域を巻き込んだ「早寝早起き朝ごはん」の取組みをさらに推進します。

(地域と連携した体験活動の充実)

- 地域の生産者や関係団体等と連携し、農業などの体験活動や調理実習等への協力、農業・漁業・農水産物等に関する情報提供などを行い、学校における体験活動の推進を支援します。

(「生きた教材」としての学校給食の充実・活用)

- 学校給食を生きた教材として活用し、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯による給食を推進するとともに、積極的に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供したりすることを通じ、児童生徒が地域の産業や文化、伝統に対する興味・関心を深め、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心を持つなど、食に関する指導が行われるよう支援します。

(個別指導の充実)

- 栄養教諭や養護教諭を中心に教職員や学校医、関係機関が連携し、児童生徒の食生活や健康に関する実態を把握するとともに、食物アレルギー、肥満・やせ傾向、偏食等の食に関する健康課題を有する子ども、食行動に問題を抱える子どもやその保護者に対して、個別の事情に応じた相談や指導が行われるよう支援します。

また、過度のやせや肥満、偏食等が心身の健康に及ぼす影響とその改善に必要な知識を普及し、望ましい食習慣が身に付くよう支援します。

<高校>

(食に関する指導の充実)

- 生徒が、自らの健康を管理し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、家庭科教諭や養護教諭等が中心となり、地域の関係団体等と連携して、家庭科はもとより、各教科等の特質に応じた授業の充実を図るとともに、高校生向けの食に関する講習会等を開催します。

(健康の保持増進と生活習慣病予防)

- 家庭や地域、関係団体等と連携し、文化祭などの学校行事等の機会を活用して、健康の保持増進や生活習慣病の予防につながる、食事を含む調和のとれた生活を実践することの必要性について理解を図ります。

③ ライフステージに応じた食育の推進

(栄養バランスに配慮した食生活の実践)

- 県民一人ひとりが1日に必要なエネルギー量の目安を知り、主食を中心に、多様な主菜・副菜等を組み合わせ栄養バランスの偏りがないよう、出前講座等を通じて個々の身体状況に適した必要な知識を普及するとともに、減塩及び野菜や果物の摂取量の増加を促進します。
- 惣菜や弁当等の中食を利用する際にも健康に資する食事の選択ができる力を身に付けられるよう、バランスの良い料理の選び方や食べ方等について普及啓発に取り組みます。

- 県民の食塩摂取量は増加傾向にあり、ほとんどの人は必要量を超える量を摂取していることから、食塩摂取量の減少に向けて、調理方法の工夫や栄養成分表示の活用など、具体的な減塩方法について普及啓発に取り組みます。
- 「1日3食 まず野菜！」をキャッチフレーズに、関係団体や学校・保育所等と連携し、野菜を活用した調理実習や講話など、子どもの頃からの野菜摂取の習慣化に取り組み、野菜摂取量の増加を促進します。
また、県民が多く集まる場でのキャンペーン等を通じて、望ましい食生活に関する情報発信を積極的に行います。
- 令和4年県民健康・栄養調査によると、食習慣の改善に関心がないまたは関心があるが改善するつもりはない者の割合が約4割となっています。そのため、健康行動未実践者が多い若い世代、働く世代を主な対象とし、骨密度や野菜摂取量の測定器を活用して生活習慣や健康状態を「見える化」することで、気づきからの行動変容を促し、健康や食に関して無関心な層も含め、生活習慣の改善につなげます。
- 健康づくり政策に関する行動学や社会学を専門に研究している大学教授等を「健康づくり政策推進アドバイザー」として招聘し、県や市町が行う健康づくり事業についての評価・分析を行い、より効果的な事業の実施につなげるほか、自然と健康になれる環境づくりや健康行動への変容を促す仕掛けづくりについての検討を行います。

(若い世代の生活習慣づくり)

- 若い世代、特に20歳代はその他の世代と比べると、朝食の欠食ややせ、栄養バランスの偏り等、食生活に起因する課題が多いことから、若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、健康増進アプリやSNS等を活用し、時短レシピや調理済み食品を活用したバランスの良い食事の提案など、ライフスタイルに合った情報提供に努めます。
- 進学や就職を機に一人暮らしを始める人は、生活環境及び食環境の変化により、食生活が大きく乱れやすいため、大学、企業、関係団体、地域等が連携し、学生食堂、社員食堂、スーパーやコンビニエンスストア、健診等の場を利用して、健康に配慮した食事や健康づくりに資する情報を入手しやすい食環境の整備に努めます。
- 若い世代が望ましい生活習慣づくりの意識を高め、実践できるよう、関係団体、家庭、地域等と連携し、高校や大学の文化祭などの学校行事等の機会を利用した情報提供や出前講座等を開催します。

(働き盛り世代の生活習慣病予防)

- 従業員が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に企業の業績向上につながると期待されています。従業員の健康管理を推進するため、「事業所まるごと健康宣言」の制度の活用を広く呼び掛けるとともに、市町や関係団体

等と連携し、出前講座などを通じて企業における健康づくりや食育の取り組みを支援します。

- 働き盛り世代の肥満や生活習慣病の予防及び改善に向け、企業や関係団体、地域と連携し、栄養バランスに配慮した食事や夜遅くなった時の食事のとり方、GI値(グリセミック・インデックス)の低い食物を食べることなど、健全な食習慣の実現や適切な食生活の実践について普及啓発に努めます。

(高齢者の低栄養対策)

- 高齢期の適切な栄養は、生活の質や身体機能を維持し、生活機能の自立を確保するために極めて重要です。栄養状態の低下は老化を加速させ、疾病の発症につながることから、市町、地域、関係団体等と連携して、主食・主菜・副菜がそろった、多様性に富んだ食事を1日3食食べるなど個人の状態に応じた適切な食事のとり方や共食の重要性の啓発に努めます。
また、通いの場やボランティアによる食を通じた交流の場など地域やコミュニティの様々な場を活用して共食の機会の提供を行うことにより、低栄養・フレイル予防を実施し、効果的・効率的な健康支援につなげます。

(歯科保健活動における食育推進)

- 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020(ハチマル・ニイマル)運動」とともに、口腔機能の低下により心身の虚弱が進行するオーラルフレイルについて、県民への普及啓発と予防、早期発見、対策を歯科医師・歯科衛生士との連携を図りながら取り組みます。
- 少年期から青年期にかけては、間食の内容や栄養バランスに配慮した食習慣を身につけるとともに、むし歯や歯周病で歯を失うことのないように、若いうちからの口腔状態のメンテナンスを意識するよう働きかけます。また、高齢者はいつまでも自分の歯で様々な食品をおいしく食べられるよう、食べ方や食形態についての支援に加え、咀嚼機能や嚥下機能の維持・改善を目指すなど、ライフステージに応じて、歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。

● 取組指標 ((1)生涯を通じた心身の健康を支える食育)

項目	現状値	目標 (令和12年度)
① 家庭における食育の推進		
朝食を欠食する子どもの割合	小学校6年生 中学校3年生	6.6% 8.8% 5.5% 6.5%
20～30歳代の朝食をほとんど食べない人の割合		12.8% 10.0%
健康や食生活をよりよくすることを普段から意識している人の割合	男性 女性	87.7% 92.3% 90% 95%
1日に1回以上、誰か(友人・知人等家族以外も含む)といっしょに食事をする人の割合		73.2% 85%
② 学校・保育所等における食育の推進		
栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導※を行っている学校の割合	小学校 中学校	96.0% 85.5% 100% 100%
地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合		90.7% 100%
学校給食における地場産物を活用する割合(金額ベース)		49.8% 維持向上
肥満傾向児童生徒の出現率の平均 (各校種の出現率5年間平均)	小学校 中学校 高校	9.54% 10.76% 10.53% 現状からの減少
③ ライフステージに応じた食育の推進		
主食、主菜、副菜をそろえて食べるようとする人の割合	男性 女性	74.1% 83.8% 90% 90%
食塩の摂取量(1人1日当たり)	男性 女性	14.8g 11.4g 7g
野菜の摂取量(1人1日当たり)	男性 女性	251.6g 238.3g 350g
果物の摂取量(1人1日当たり)	男性 女性	72.1g 76.1g 200g
骨密度測定をしたことがある女性の割合		— 15%
20～30歳代の朝食をほとんど食べない人の割合(再掲)		12.8% 10.0%
20～30歳代女性のやせの者の割合(BMI 18.5未満の者)		23.7% 15%

項目	現状値	目標 (令和12年度)
30～60歳代男性の肥満の者の割合(BMI 25以上の者)	34.6%	30%
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の合計の割合(40～74歳)	男性	43.0%
	女性	13.5%
事業所まるごと健康宣言事業所数	838	増加

※各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動における食に関する指導

(2)持続可能なかがわの食を支える食育

● 施策の方向

都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することにより、それらの信頼関係を構築し、県民の食に関する理解と関心の増進に努めるとともに、食品ロス削減に取り組むことにより、環境と調和のとれた持続可能なかがわの食を支える食育の推進に努めます。

また、地域において、食育ボランティアや関係団体と連携し、郷土食の保存活動や地産地消の取組み等を通して、かがわの食文化の継承や食の理解の促進を図り、食文化を生かした地域づくりを推進します。

● 施策の内容

① 環境と調和のとれた食と農水産への理解の促進

(体験や交流などを通じた食と農水産への理解の促進)

○ 農産物の持続的な供給を確保するため、県民に農業の実態を理解してもらい、日々の購買行動によって支えていただく「行動変容」につなげられるよう、農作業体験や出前講座、生産者との交流会などを通じて、子どもから大人までの全世代を対象とした食育を推進します。

○ うどん打ちやオリーブ収穫体験などの農林漁業体験施設を活用して、豊かな自然や地域色豊かな伝統文化活動・観光資源などを効果的に組み合わせ、農業・農村にふれあう、魅力あふれるかがわのグリーン・ツーリズムを推進します。

(食品ロスの削減の推進)

○ 食品ロスは、資源の浪費、処理コストの増加や焼却処理によるCO₂排出など環境負荷の増加等につながっており、本県でも多くの食品ロスが発生していると考えられることから、香川県循環型社会推進計画に基づき食品ロスの削減を推進します。

○ 食品ロスを減らす生活習慣「スマート・フードライフ」の定着に向けた普及啓発を行うほか、「かがわ食品ロス削減協力店制度」や先進的な事例に対する表彰等により、県民及び事業者の食品ロス削減に向けた取組みを促進します。

○ フードドライブ活動の認知度の向上と理解の促進に取り組むほか、食品関連事業者とフードバンク団体との連携が促進されるよう、情報提供等を行います。

(食の理解の促進のための情報提供等)

○ ホームページや広報誌、SNSなどを活用し、より一層、農水産業や地域の食文化、旬の県産農水産物などに関する情報を幅広く発信します。

○ 学校や地域等において、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高めるため、環境キャラバン隊やくらしのセミナー等の環境教育や環境学習を実施するとともに、SNS等を活用して幅広い世代に情報発信します。

② 地産地消の取組みの推進

(県産農水産物を利用しやすい仕組みづくり)

- 県産農水産物を利用しやすいように、県産農水産物を積極的に販売・利用する「かがわ地産地消協力店」や「さぬき讃シリーズ」サポート店等における地産地消の取組みを支援します。
また、市町等と連携して、学校給食における県産農水産物の利用拡大を推進します。
- 脱炭素社会の実現など様々なニーズに対応した販売体制が求められていることから、宅配サービス等を活用する農業者・漁業者などの情報をポータルサイトにて発信します。

(地産地消の実践に向けての啓発)

- 市町や生産者、流通団体等と連携して、食に関するイベントを実施し、高品質で特長ある県産農水産物について情報発信するとともに、「地産地消推進月間」を中心に、関係機関・団体が実施する多様な活動を支援し、地産地消の実践に向けた取組みを促進します。

③ かがわの食文化の継承

(かがわの食文化の啓発・継承)

- 地域に密着した取組みを行っている食生活改善推進員等の食に関するボランティアや県が認定した「さぬきの食文化博士」などが行う料理教室等の実施や食育のホームページ「かがわの食育 おいしいね！かがわネット」などによる情報発信等を行い、本県の伝統的な行事食や郷土料理を知る機会を提供するなど、豊かな食文化の啓発・継承を図ります。
- 農山漁村地域の食文化に関わる知識や技術等を有する高齢者を「むらの技能伝承士」として登録し、学校や地域における伝承活動を支援します。
また、食生活改善推進員や生活研究グループ員等がそれぞれの能力を生かし主体的に郷土料理の伝承や食文化の継承に取り組めるよう支援します。

(地場産物を活用した日本型食生活の推進)

- 県産米や瀬戸内海の魚、多彩な旬の野菜や果物等を活用して、栄養バランスの良い日本型食生活の実践を促進するとともに、県産農水産物に関する情報提供などにより、望ましい食生活の普及・定着を推進します。

● 取組指標 ((2)持続可能なかがわの食を支える食育)

項目	現状値	目標 (令和12年度)
① 環境と調和のとれた食と農水産への理解の促進		
地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合(再掲)	90.7%	100%
食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいると答えた人の割合	—	80%
かがわ食品ロス削減協力店数	433	増加
② 地産地消の取組みの推進		
学校給食における地場産物を活用する割合(金額ベース)(再掲)	49.8%	維持向上
かがわ地産地消協力店数	401	491

(3)かがわの食を育む環境づくり

● 施策の方向

家庭、地域、学校・保育所等、関係団体や生産者、企業等が、それぞれの役割分担のもと、相互に緊密な連携協力を図りながら、県内全域で食育活動が展開されるよう推進体制の充実を図ります。

また、食に関わる意識や行動の変化に対応しながら、関係団体等と連携・協働し、様々な機会を活用した食育の普及啓発や、食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する情報の提供等に努め、食育をより効果的に推進するとともに、望ましい食習慣の定着を目指した県民運動の推進を図ります。

● 施策の内容

① 食育推進のための県民運動

(県民運動の推進)

○ 世代を問わず、県民に分かりやすいキャッチフレーズを掲げ、行政、教育、医療、福祉、産業、マスコミなど幅広い分野の団体が参画する「健やか香川21県民会議」等と連携・協働し、地域のネットワークや各種広報媒体等による普及啓発を行い、朝食の欠食や野菜の摂取不足等の解消に向けた県民運動の推進に取り組みます。

(「かがわ食育月間・食育の日」の推進)

○ 1年を通じて継続的に食育を推進するため、毎月19日を「かがわ食育の日」とし、国や市町、関係団体等との連携・協働により、「朝食を毎日食べること」「野菜を毎食食べること」「家族そろって楽しく食卓を囲むこと」などが自ら主体的に実践できるよう呼びかけるとともに、食に対する感謝の念や理解が深まるよう普及啓発を図ります。

また、毎年6月を「かがわ食育月間」とし、各団体等との連携・協働により、家庭、地域、学校・保育所等において、様々な食に関する行事に取り組む等、食育を推進するための効果的な運動を展開します。

○ 每月19日の「かがわ食育の日」に、健康増進アプリ等で健康情報を配信するなど、生活習慣病の予防や改善につながる食育の推進に取り組みます。

② 食の安全・安心の推進

(香川県食の安全・安心基本指針の推進)

○ 県民の健康の保護が最も重要であるという基本認識のもと、生産から製造・加工、流通・販売、消費に至るまでの各段階において、関係機関等が連携し、「香川県食の安全・安心基本指針」に沿って、食の安全・安心を確保するための必要な措置を講じます。

(食品等事業者への衛生管理の普及啓発)

○ 食品等事業者に対して、計画的な監視指導を行うとともに、HACCPに沿った衛生管理が実施され、検証や見直しが適切に行われるよう講習会の開催などの支援を行い、食品の安全

確保に努めます。

(食の安全等に関する情報提供等)

- 食品の安全性に関する様々な情報をパンフレットやホームページ等を通じて県民に提供するとともに、市町、NPO、関係団体等が行う意見交換会等の取組みを支援します。
また、食物アレルギーに関する情報について、必要な情報発信を行います。
- 食品の安全性に関する知識と理解を深めるため、国、市町、関係団体等と連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において双方向に情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーションの充実を図ります。
また、食の安全について、関係機関・団体等と連携し、地域の実情や当該団体等の活動内容に関する情報を収集・整理し、その提供に努めるとともに、生産履歴などの情報を管理するトレーサビリティシステムの導入・運用を推進します。

(食品表示についての監視指導や活用方法の啓発等)

- 食品等事業者に対して、計画的な監視指導を行うとともに、店舗等への定期的な巡回調査や、「食品表示110番」などの情報に基づく調査や立入検査、産地偽装が疑われる食品の科学的分析等を実施し、食品表示の適正化を推進します。
- いわゆる「健康食品」について、販売量が増加する一方で、その健康増進効果等について、必ずしも根拠が十分でない情報や医薬品的な効能効果の標榜がみられるため、健康の保持増進の効果等に関する虚偽又は誇大な広告や、無承認無許可医薬品の広告に対する監視指導体制の強化を図ります。
また、商品を買上げて検査を行い、流通実態の把握を行うほか、医薬品成分が検出された場合は無承認無許可医薬品として措置を行うことにより、健康被害の発生を未然に防止します。
- 食品関係団体等に対し、説明会の開催などにより食品表示制度の普及・定着を図るとともに、県民に対しては、食品表示に関する情報を正しく理解し、活用できるよう、広報媒体や研修会を通じ、特定の栄養素が摂取できる、あるいは機能性を有する等を表示した食品はあくまでも補完的に摂取すること等、表示の正しい活用方法を啓発します。

③ 関係団体等との連携・協働による食育の推進

(地域におけるネットワーク等を活用した食生活改善)

- 栄養、健康、生産・流通・消費、教育などの食に関する関係者で構成する「香川県食育推進会議」を中心とした食育の推進体制を強化・充実するとともに、食に関するボランティアや関係団体等と連携・協働し、食育の推進を図ります。
また、市町におけるより一層の食育の推進を図るため、市町の食育推進体制の強化・充実や食育推進計画の見直しについて支援を行います。

- 県が招聘している「健康づくり政策推進アドバイザー」に、自然と健康になれる健康づくりや健康行動への変容を促す仕掛けづくりについての助言を受けながら、新たな視点と発想で事業を開拓する関係団体等を増やし、地域が一体となって健康づくりを推進する体制の強化に取り組みます。
- 県民一人ひとりが食生活の改善等により、健康の保持増進や生活習慣病の予防等に取り組めるよう、教育・保育、生産者、消費者、ボランティア団体、食品関連事業者等様々な関係者が共通認識を持ち、それぞれの立場から取組みを促進することで、より一層地域での食育を推進します。
また、調理師・栄養士養成施設と連携し、食育情報の提供等、地域における食育活動が促進されるよう支援します。
- 保健所や市町においては、相互の情報交換、調査研究、講演会、出前講座等の実施により、地域の実情に応じた連携・協働を推進し、ネットワークの強化に努めます。
- 6月の「かがわ食育月間」、9月の「食生活改善普及運動」及び「健康増進普及月間」において、国や市町、関係団体等と連携し、食に関する情報提供や食生活改善の重要性を啓発します。

(メタボリックシンドロームを考慮した普及啓発)

- 生活習慣病予防の観点から、運動習慣の定着化、心の健康づくり、喫煙対策、口腔ケアと関連させた食育が、市町や医療機関・関係団体等において効果的に実施されるよう普及啓発に努めます。
特に、メタボリックシンドロームについては、小児期からの生活習慣の積み重ねが、働き盛りの年代に影響を及ぼすことから、小児生活習慣病予防健診後のフォローアップとして、小児生活習慣病のハイリスクの子どもに対しては、それぞれの要因に合わせた指導を実施するとともに、全ての子ども及びその保護者を対象に適切な食生活と運動習慣等について健康教育が実施できるよう支援します。また、学校・保育所等・企業などと連携し、適切な食生活と運動習慣等について、普及啓発に努めます。特に事業所においては、「事業所まるごと健康宣言」の制度の活用を広く呼び掛けます。
- 「香川県食育推進会議」や関係団体等とも連携しながら、健康や食に関して無関心な層の食育の実践や生活習慣病予防につながるようなイベント等の実施により、幅広い年代の県民の食育に対する関心を高めます。

(飲食店等と連携した普及啓発や食育支援)

- 飲食店、企業等食品関連事業者、関係団体等と連携し、健康関心度の程度にかかわらず、県民がより健康的な食品入手しやすい環境や、健康や栄養・食生活に関する正しい情報を得られる環境を整備していきます。
また、バランスの良い惣菜や弁当等の中食や外食利用者の野菜料理を選択する機会を増

やすなど、食を通じた健康づくりを支援します。

- 「かがわ食品ロス削減協力店」と連携して食品ロスの削減に向けた取組みの普及を図るほか、「かがわ地産地消協力店」と連携し、県産農水産物の利用促進を図ります。
- 給食施設において適切な給食が実施されるよう、巡回指導や研修会の開催等を通じて、施設の給食管理・栄養管理を促進するとともに、喫食者やその家族に対する情報提供等を通じて、食育が充実されるよう支援します。

(健康教育・栄養相談等による普及啓発)

- 市町や関係団体等と連携し、健康教育や管理栄養士・栄養士等による栄養相談、食生活改善推進員によるボランティア活動等において、バランスのとれた食事の重要性や病気と食生活の関係等について啓発し、食を通じた健康づくりを支援します。
- 骨密度や野菜摂取量の測定を行い、その結果をもとに管理栄養士・栄養士等による栄養相談を実施することで、県民一人ひとりが自分の食生活を「見える化」し、生活習慣の改善につなげる支援を行います。

(食育ボランティアの活用)

- 食育を県民運動として推進するためには、地域に密着して料理教室や体験活動等を行っている食生活改善推進員等の食育の推進に関わるボランティアの役割が重要であることから、その食育活動を積極的に支援し、栄養バランスの優れた日本型食生活や地域の特色ある郷土料理、食文化の継承を図るとともに、野菜摂取量等の増加につなげます。

(食育推進のための人材育成)

- 食育に関する相談や指導を充実するため、研修会等を通じて管理栄養士や栄養士、調理師等の資質の向上を図るとともに、食生活改善推進員等の地域のボランティアの育成に努めます。
- 地域住民にいちばん身近な市町管理栄養士・栄養士等が中心となって、地域の特性に応じた食育が推進されるよう、食育に関する情報交換や意見交換による連携強化など、その活動を支援します。

(情報収集・発信及び調査研究)

- 全国や県内各地において創意工夫を凝らした食育の推進により成果を挙げている事例や手法などについて情報を収集し、食育に関する効果的な広報啓発活動の実施や施策の企画立案等に活用します。
- 食生活に関する新しい情報を積極的に収集し、大学等の関係機関と連携・協働しながら科学的根拠に基づいた効果の検証に努めます。

また、生活習慣病予防が必要な働き盛り世代や低栄養・フレイル予防が必要な高齢世代など、あらゆる世代が自分自身の身体状況に応じて適切に情報を選択し、望ましい食生活が実践できるよう科学的根拠に基づいた正確な情報を食育ホームページ「かがわの食育 おいしいね！かがわネット」や健康増進アプリ等で発信します。

- 県民健康・栄養調査など、県民の意識や食生活の実態等についての調査研究等を実施し、国民健康・栄養調査等他の調査結果も参考にしながら、県民の身体状況や栄養摂取状況と生活習慣との関係性を関係機関と連携しながら明らかにし、食育の推進のための基礎的な資料として、その成果を活用するとともに、公表し周知します。

(デジタル化に対応する食育の推進)

- デジタル技術の進展・普及が進んだ中で食育がより多くの県民の主体的な運動となるよう、SNSの活用や食育のホームページ「かがわの食育 おいしいね！かがわネット」上での動画配信や個人がいつでも手軽に使える健康増進アプリ等を活用してイベント情報等の発信を行い、食育の推進や県民の行動変容に努めます。
- 一方、デジタル化に対応することが困難な高齢者等も存在することから、こうした人々に配慮した情報提供等も行っていきます。

(災害時に備えた食育の推進)

- 近年頻度を増している大規模災害に備え、家庭においては、水、熱源、主食・主菜・副菜となる食料品等を最低でも3日分、できれば1週間程度備蓄する取組みを推進します。また、ローリングストック法による日常品の食料品の備蓄を行い、各家庭に合った備えをするよう関係団体等と連携しながら情報発信や普及啓発を行います。
- 乳幼児や高齢者、アレルギー、疾病、食べる機能などの理由で、災害時に食への配慮が必要な人への食支援を着実に行うため、香川県栄養士会との連携など体制づくり等を行います。
- 災害時の栄養・食生活支援については、マニュアルの整備等を通じ、関係者が共通の理解の下で取り組めるよう努めます。

● 取組指標 ((3)かがわの食を育む環境づくり)

項目	現状値	目標 (令和12年度)
1日に1回以上、誰か(友人・知人等家族以外も含む)といっしょに食事をする人の割合(再掲)	73.2%	85%
事業所まるごと健康宣言事業所数(再掲)	838	増加
かがわ食品ロス削減協力店数(再掲)	433	増加
かがわ地産地消協力店数(再掲)	401	491
骨密度測定をしたことがある女性の割合(再掲)	—	15%

4 計画の推進

○ 国、市町及び関係団体等との連携・協働

この計画の目標達成のため、国や市町と連携・協力をを行い、総合的、計画的な食育の施策の推進を図ります。

さらに、行政のみならず、家庭、地域、学校・保育所等、関係団体、生産者・企業等などの幅広い関係者が連携・協働しながら、それぞれの役割を果たすことにより、食育を推進していきます。

○ 「香川県食育推進会議」を中心とする食育推進体制の整備

食育を含む健康づくりは、各個人が主体的に行動することが基本となります。地域社会で食育を推進し、県や市町、医療機関をはじめ、最新の知見や技術なども取り入れながら、社会全体で取り組んでいくことが非常に重要です。

このため、学識経験者や関係団体等で構成する「香川県食育推進会議」が中心となり、社会全体で食育を推進するための普及啓発や環境整備を図る方向性を示すとともに、行政、教育、医療、福祉、産業、マスコミなど幅広い分野の団体が参画する「健やか香川21県民会議」の開催を通して連携体制の強化を図ります。

また、「健康づくり政策推進アドバイザー」に、自然と健康になれる健康づくりや健康行動への変容を促す仕掛けづくりについての助言を受けながら、新たな視点と発想で事業を展開する関係団体等を増やし、健康寿命の延伸に向け、地域が一体となって健康づくりを推進する体制の強化に取り組みます。

○ 計画の進行管理

この計画の実効性を確保するため、食育の推進状況について、毎年度、「香川県食育推進会議」に報告し、より効果的な推進策の検討を行います。

參 考 資 料

第5次かがわ食育アクションプラン取組指標一覧

項目		現状値	現状値の根拠	目標 (令和12年度)
1	朝食を欠食する子どもの割合	小学校6年生 6.6%	R6全国学力・学習状況調査(文部科学省)	5.5%
		中学校3年生 8.8%		6.5%
2	20~30歳代の朝食をほとんど食べない人の割合	12.8%	R6県政世論調査を基に集計	10.0%
3	健康や食生活をよりよくすることを普段から意識している人の割合	男性 87.7%	R6県政世論調査	90%
		女性 92.3%		95%
4	1日に1回以上、誰か(友人・知人等家族以外も含む)といっしょに食事をする人の割合	73.2%	R6県政世論調査	85%
5	栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導※を行っている学校の割合	小学校 96.0%	R6学校給食及び食育実態調査	100%
		中学校 85.5%		100%
6	地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合	90.7%	R6学校給食及び食育実態調査	100%
7	学校給食における地場産物を活用する割合(金額ベース)	49.8%	R6学校給食における地場産物の活用状況調査	維持向上
8	肥満傾向児童生徒の出現率の平均(各校種の出現率5年間平均)	小学校 9.54%	香川県学校保健統計調査(R2~R6年度)	現状からの減少
		中学校 10.76%		
		高校 10.53%		
9	主食、主菜、副菜をそろえて食べるようとする人の割合	男性 74.1%	R6県政世論調査	90%
		女性 83.8%		90%
10	食塩の摂取量(1人1日当たり)	男性 14.8g	R4県民健康・栄養調査	7g
		女性 11.4g		
11	野菜の摂取量(1人1日当たり)	男性 251.6g	R4県民健康・栄養調査	350g
		女性 238.3g		
12	果物の摂取量(1人1日当たり)	男性 72.1g	R4県民健康・栄養調査	200g
		女性 76.1g		
13	骨密度測定をしたことがある女性の割合	—	県政世論調査	15%
14	20~30歳代女性のやせの者の割合(BMI 18.5未満の者)	23.7%	R6県政世論調査を基に集計	15%
15	30~60歳代男性の肥満の者の割合(BMI 25以上の者)	34.6%	R6県政世論調査を基に集計	30%
16	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の合計の割合(40~74歳)	男性 43.0%	R4特定健康診査・特定保健指導の実施状況(厚生労働省)	28.7%
		女性 13.5%		10.6%

	項目	現状値	現状値の根拠	目標 (令和12年度)
17	事業所まるごと健康宣言事業所数	838	R7.3.31現在登録数	増加
18	食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいると答えた人の割合	—	県政モニターアンケート	80%
19	かがわ食品ロス削減協力店数	433	R7.3.31現在登録店舗数	増加
20	かがわ地産地消協力店数	401	R7.3.31現在登録店舗数	491

※各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動における食に関する指導

用語の解説

あ 行

「1日3食 まず野菜！」

平成26年度に健やか香川21ヘルスプランの推進母体である「健やか香川21県民会議」において採用した、野菜摂取量増加等の普及啓発をするためのキャッチフレーズで、各構成団体の活動の中で普及啓発に取り組んでいる。

栄養教諭

栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員で、児童生徒に対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行うことを職務としている。栄養教諭は、食育推進の中核として、学校内における教職員間及び家庭や地域との連携・調整で要としての役割を果たすことが求められている。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。SNSとは、人と人のつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場、新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

SDGs

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略。平成27年9月、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年までに達成すべき国際目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、17のゴールと169のターゲットを設定している。

オーラルフレイル

フレイルの一つで、老化に伴う様々な口腔の状態の変化に、心身の活力(運動機能や認知機能等)の低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機

能の障害へ陥り、心身の機能低下にまでつながる現象。

か 行

香川県食の安全・安心基本指針

食の安全・安心に関する各種施策の方向性を示したもので、この指針に基づき、毎年、「食品衛生監視指導計画」「農林水産物の安全・安心確保計画」及び「消費者の食の安全・安心推進計画」を策定するなど、生産から消費までの各段階において、関係団体等と連携して食の安全・安心の推進に総合的に取り組んでいる。

給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設で、一定規模以上のものは、管理栄養士による特別な栄養管理が必要な施設として、管理栄養士の配置義務がある。また、給食施設には、単に食事を提供するだけでなく、利用者の健康管理とともに、その家族や地域住民の健康づくり及び栄養・食生活の改善など、社会環境の整備の促進に果たす役割も期待されている。

共食

家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をすること。一緒に食事をすることで、コミュニケーションを深めたり、食事のマナーを学んだりすることができる。共食には、一緒に料理を作ることも含まれる。近年、世帯構造の変化や生活の多様化により、一人で食事をする「孤食」や、同じ食卓に集まっていても、家族がそれぞれ別々のものを食べる「個食」が問題になっている。

グリーン・ツーリズム

農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然や文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。

健康食品

健康に関する広告等を行って販売される多種多

様な食品が市場に出回っており、これらは一般的に「健康食品」として認識され、利用されているが、多くは機能性の表示ができない一般食品である。機能性の表示ができる「保健機能食品」は、国が審査を行い食品ごとに消費者庁長官が許可している「特定保健用食品」、事業者の責任において販売前に消費者庁長官に届け出た「機能性表示食品」、届出をしなくても基準を満たし国が定めた表現によって機能性を表示できる「栄養機能食品」がある。

県民健康・栄養調査

県民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、県民の栄養の摂取状況、身体の状況、生活習慣等を明らかにするため、概ね5年毎に県が実施している調査。

き 行

事業所まるごと健康宣言

県と協会けんぽ香川支部の協働事業で、事業所が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことを宣言し、健康経営を実践する制度。事業所が「事業所まるごと健康宣言」を行うことで、登録証の交付や、健康づくりに関する情報提供、支援などを受けることができる。従業員の健康増進や職場環境の改善を目的としており、年に1度優良企業の表彰を行っている。

小児生活習慣病予防健診

小児の生活習慣病の予防のため、県内の市町等が小学生及び中学生を対象に行っている血液検査等の健診。

食育基本法

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、関係者の責務、食育推進基本計画の作成、基本的施策などを定めている。

食育推進基本計画

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育基本法に基づき、「食育推進会議」において作成される計画で、食育の推進に関する基本的な方針、目標、総合的な促進に関する事項等が明らかにされている。

食品表示110番

食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報を受け付ける窓口。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、売れ残りや食べ残しなど、さまざまな理由で捨てられている食品のこと。食品の生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において日常的に発生し、日本全体で年間約600万トン(平成30(2018)年度)と推計されている。

GI値

グリセミック・インデックス(Glycemic Index)の略。食後血糖値の上昇度を示す指標。GI値の高い食事をしていると、血糖値が短時間で上昇しやすくなる。

健やか香川21ヘルスプラン

健康増進法に基づく県健康増進計画で、県民一人ひとりが実践する健康づくりを基盤に、家庭・地域・学校・職場が一体となった県民運動の展開と、健康づくりへの社会的、専門的支援の計画的推進を図るための計画として平成13年度に策定した。現在は、令和17年度を目標年度とした「健やか香川21ヘルスプラン(第3次)」の計画期間中である。

スマート・フードライフ

香川県が提案している食品ロス削減に向けたキヤッチフレーズ。食品ロスを減らす生活習慣は、環境・身体・家計にかしこい(スマートな)ライフスタイルであるという意味の造語。

た 行

地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味。消費者の食料に対する安全・安心や健康志向の高まりを背景にその必要性が見直されており、本県では、県産農林水産物の需要拡大と県民の健康で豊かな食生活の実現をめざし、地産地消を推進している。

糖尿病

血糖値を下げるインスリンの分泌不全や作用不足で高血糖の状態が慢性的に続く病気のこと。大きく1型、2型に分類され、全体の約9割が生活習慣の乱れが原因となる2型糖尿病である。自覚症状はないが、治療せず放置しておくと血管障害が起こり、神経や目、腎臓等に合併症を引き起す。

トレーサビリティシステム

食品の生産、処理・加工、流通・販売などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡し、遡及できること。食品の安全性について、予期せぬ問題が生じた際の原因究明や問題食品の追跡・回収が可能となる。

な 行

中食

惣菜店やコンビニエンスストア・スーパーなどで、商業的に調理・加工された弁当や惣菜などを購入し、家庭や職場で食べる形態の食事のこと。

は 行

HACCP(ハサップ)

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害要因についてあらかじめ分析(Hazard Analysis)を行い、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点(Critical Control

Point)を定め、これを継続的に監視・記録することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。

BMI

ボディマスインデックス(Body Mass Index)の略。[体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]で算出される値。肥満や低体重(やせ)の判定などに用いられる。

目標とするBMIの範囲(18歳以上)

年齢(歳)	目標とするBMI(kg/m ²)
18~49	18.5~24.9
50~64	20.0~24.9
65~74	21.5~24.9
75以上	21.5~24.9

※男女共通。あくまでも参考として使用すべきである。

※厚生労働省の「日本人の食事摂取基準(2025年版)」より引用

フードバンク活動・団体

包装の破損や印字ミス、賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を事業者等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動及びその活動を担う団体。

フレイル

加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態をいう。

ま 行

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

①に加え、②から④で2項目以上該当する者がメタボリックシンドロームに該当し、①に加え、②から④で1項目該当する者がメタボリックシンドローム予備群とされる。

①	ウエスト周囲径 (内臓脂肪面積 男女とも100cm以上に該当)	男性 85cm以上 女性 90cm以上
②	高トリグリセライド(中性脂肪)血症 かつ/または 低HDLコレステロール血症	150mg/dl 以上
③	収縮期血圧 かつ/または 拡張期血圧	130mmHg 以上 85mmHg 以上
④	空腹時高血糖	110mg/dl 以上

※メタボリックシンドローム診断基準検討委員会の
「日本内科学会雑誌(2005)」より改変

ら 行

ライフステージ

人間の一生を年齢や人生の節目ごとに分けた、
それぞれの段階。少年期・青年期・壮年期・老年期
など、さまざまな分類や表現がある。

リスクコミュニケーション

食品の安全性に関するリスクコミュニケーション
とは、リスク分析の全過程において、リスク評価者、
リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の
関係者の間で、食品のリスクそのものやリスクに関
連する情報や意見を相互に交換することを指す。

ローリングストック法

普段の食料品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充する方法。